# 国民年金には免除制度があります

20歳になると、学生であっても日本国内に住む人は年金に加入して国民年金保険料を納めなければなりません。

しかし、国民年金には、経済的に保険料を納めることが難しい場合、保険料を免除・猶予される制度があります。

※免除、猶予をご希望の方は毎年申請が必要になりますのでご注意ください。

※学生納付特例制度の場合、4月が申請開始月になりますので特にご注意ください。

## ○学生納付特例制度

4月から翌年3月を1年度とし、学生本人の前年所得に基づき保険料の納付が猶予されます。

**特例を受けられる所得のめやす**

所得が118万円＋（扶養親族等の数×38万円）よりも低い額以下である場合。

**手続きに必要なもの**

年金手帳、在学期間がわかる在学証明書、又は学生証（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む）の写し・印鑑

## ○保険料免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や、失業した場合など、保険料の納付が経済的に困難な場合は免除になります。

**免除となる所得のめやす**

前年所得が左記それぞれの計算式で計算した金額の範囲内であると、その免除の対象となります。

**・全額免除**

（扶養親族等の数＋1）×35万円＋22万円

**・4分の3免除**

78万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

**・半額免除**

118万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

**・4分の1免除**

158万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

**手続に必要なもの**

年金手帳、本人・配偶者・世帯主が離職した場合、雇用保険受給資格者証の写し、又は雇用保険被保険者離職票等の写し、印鑑

## ○若年者納付猶予制度

20歳から30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。

**納付猶予となる所得のめやす**

所得が（扶養親族等の数＋1）×35万円＋22万円で計算した額以下である場合です。

**手続に必要なもの**

年金手帳、本人が離職した場合、雇用保険受給資格者証の写し又は雇用保険被保険者離職票等の写し

**～未納のままにしておくと～**

・障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

・老齢基礎年金を将来的に受けられない場合があります。

**問合せ先**

市民保健課国保年金係（窓口③）☎㉒3922

---

# 3月30日（月）～4月3日（金）住民異動や国民健康保険などの窓口受付時間を延長します

3月下旬から4月初旬は、転勤や進学などにより住所異動の届出に来庁される方が集中し、窓口が非常に混み合います。

つきましては、混雑の緩和のため左記の5日間、**市民保健課市民係（窓口②）**と**国保年金係（窓口③）**の受付時間延長を行いますのでご利用ください。

**期間**

3月30日（月）～4月3日（金）

**窓口延長時間**

17時15分～19時まで

**業務内容**

**◎市民係**

転入・転出・転居届、住民票、戸籍謄本、印鑑登録証明等の交付

※旅券（パスポート）、住基ネットの手続はできません。

---

**◎国保年金係**

国民健康保険・国民年金の加入、脱退届等

※なお、後期高齢者医療制度、介護保険、子ども医療費助成制度、児童手当、小中学校児童・生徒の転出入などについては、通常業務時間内に手続きしていただくことになりますのでご了承ください。

**問合せ先**

市民保健課市民係（窓口②）☎㉒2215

市民保健課国保年金係（窓口③）☎㉒3922

# 市税等の納め忘れはありませんか？

平成26年度の市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納め忘れはありませんか？

そのままにしておくと延滞金が加算されたり、滞納処分を受けることになります。特別な事情で納付が遅れている方は税務課へご相談ください。

**問合せ先**　税務課収納係（窓口⑦）☎㉒2218